

令和 7 年度介護ロボット実用化促進事業
開発企業募集要項

1. 目的

「令和 7 年度介護ロボット実用化促進事業」では、「さがみロボット産業特区」*1 の取組の一環として、介護ロボット*2 を介護事業所の課題に応じて改良するとともに、改良後の機器を用いた効果検証を行うことで、介護ロボットの実用化促進を図ることを目的としています。

*1 「さがみロボット産業特区」の取組についての詳細は、次のウェブサイトのとおりです。

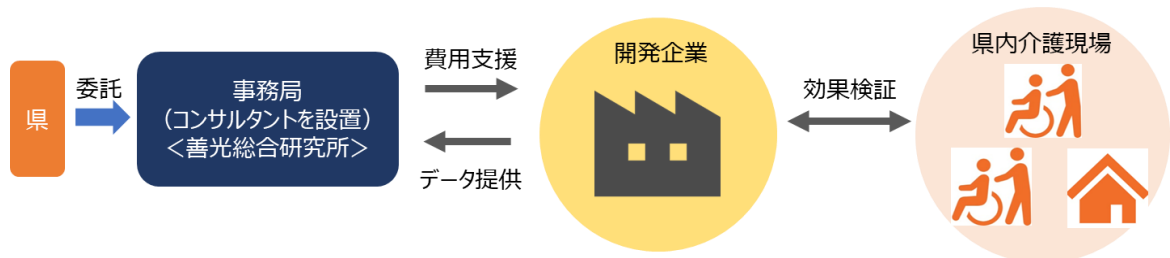
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f430080/index.html>

*2 介護ロボット：本事業が対象とする「介護ロボット」には、見守り支援ロボットや移乗支援ロボット等だけでなく、介護業務支援のためのソフトウェアや I C T 機器等を含みます。

2. 事業の概要

- ・ 本募集では、商品化済みの介護ロボットを改良のうえ効果検証を行う開発企業を募集します。
- ・ 開発企業が自ら効果検証を行う介護事業所を選定し、ご提案ください。なお、対象となる介護事業所は神奈川県内の在宅型の事業所となります。（4. 事業スキーム（2）①検証対象事業所の選定を参照）
- ・ 開発企業においては、改良内容の効果を検証するための指標を自ら設定いただき、機器の導入前および導入後のタイミングでその指標に基づいた効果の計測を実施していただきます。
- ・ 事務局は、改良作業に要する経費を支援します。また、事務局に設置する介護ロボットコンサルタントが、必要に応じて、改良内容に関する現場ニーズを踏まえた助言等を行います。

【事業の全体像】



3. 募集件数

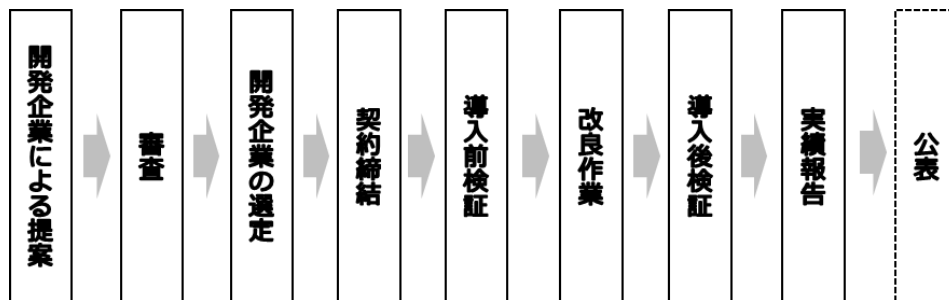
5 件

※開発企業 1 社につき、1 件（1 プロジェクト）の応募とします。

4. 事業スキーム

（1）事業の流れ

本事業の流れは次のとおりです。



- 開発企業による提案：開発企業は、効果検証を行う在宅型の介護事業所を選定のうえ、本募集にかかる提案を行います。
- 審査：外部有識者による審査を行います。審査は、オンラインでのプレゼンテーションを想定しています。
- 開発企業の選定：審査結果にもとづき、本事業の開発企業を選定します。
- 契約締結：事務局と開発企業で本事業に関する委託契約を締結します。
- 導入前検証：開発企業は、提案資料に記載した測定指標を計測するため、機器導入前に介護事業所で調査を実施します。この調査により改良に資するニーズ等を詳細に把握します。
- 改良作業：導入前検証により把握したニーズ等を踏まえて、開発企業は機器等の改良作業を行います。
- 導入後検証：改良した機器等を介護事業所で試用のうえ、提案資料に記載した測定指標を計測します。本計測により、導入後の効果を検証します。
- 実績報告：改良内容や実証結果、経費実績等を報告書の形で事務局へ報告します。
- 公表：県が実証結果を分析の上、その結果を県の HP 等で公表します。
※令和 8 年度以降に公表する予定です。

(2) 効果検証の実施

開発企業は、提案段階で選定した在宅型介護事業所において、あらかじめ設定した測定指標に基づき効果検証を実施してください。

① 検証対象事業所の選定

開発企業が神奈川県内の介護事業所を自ら選定し、提案書に明記してください。また、選定対象となる事業所のサービス類型は次のとおりです。

※選定先の介護事業所と事前調整の上、了解を得て申請書に記載してください。

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問看護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 居宅介護支援
- ・ その他上記に類似するサービス

② 測定指標の設定と計測

改良の効果を客観的に評価できる指標を設定し、機器導入前と導入後の両時点で計測を行ってください。

③ 報告書の作成

報告書には、改良の内容と効果検証の結果を記載してください。また、効果検証の結果を再現可能なデータや分析方法を含めて記載してください。

なお、効果検証の結果は、公表をしますので、個人情報を含まない形で報告書の作成をお願いします。

④ 結果の公表

県が実証結果を分析の上、その結果を県のHP等で公表します。公表可能な範囲で報告書を作成してください。※令和8年度以降に公表する予定です。

(3) 開発企業と事務局の役割分担

本事業で選定された開発企業と事務局との役割分担は下記表の通りです。なお、記載のない事項については、都度、相談・協議の上、決めるものとします。

区分	開発企業	介護事業所	事務局
募集～選定	✓ 介護事業所の選定 ✓ 応募申請書の作成	✓ 本事業参加の応諾	✓ 応募内容の審査 ✓ 開発企業の選定
契約締結	✓ 事務局と本事業に関する契約を締結 ✓ 実行計画・経費計画を提出		✓ 開発企業と契約締結 ✓ 実行計画・経費計画の承認
導入前検証	✓ 介護事業所に対する導入前検証内容の説明	✓ 導入前検証内容の説明の受領	✓ 検証内容や実施上の課題に関する助言
	✓ 介護事業所と協調して検証の実施	✓ 開発企業と協調して検証の実施	✓ 検証中に発生したトラブルの解決策に関する助言
	✓ 導入後検証を行うために必要な環境等の確認（必要に応じて WIFI 工事等の実施）	✓ 導入後検証を行うための環境の整備	
改良作業	✓ 実施する改良内容及び経費計画の作成		
	✓ 改良作業の実施		✓ 改良作業の進捗確認
導入後検証	✓ 導入実証時に必要な安全対策の検討・準備、実施計画の作成		✓ 倫理審査会の要否の確認及び、手続き等の支援
	✓ 機器の使用方法に関する説明会の開催	✓ 機器活用に関する説明の受領	✓ 効果的な機器活用方法の助言
	✓ 介護事業所と協調して検証の実施	✓ 開発企業と協調して検証の実施	✓ 検証中に発生したトラブルの解決策に関する助言
上記終了後	✓ 準備期間中～導入実証期間中の活動内容の記録（実施報告書）、検証結果の提出		✓ 提出資料の確認・承認
	✓ 経費支出の実績資料の作成・提出	✓	✓ 経費実績の確認・承認
	✓ 請求書の提出	✓	✓ 請求金額の支払い

(4) 経費支援

- ・ 支援額：1 プロジェクトあたり税込最大 750 万円
- ・ 支払方法：開発企業に対して直接支払い
- ・ 経費支援の考え方：「別紙 経費支援の考え方」を参照してください。なお、経費支援額の上限を超過し、事業所課題の解決に資するより良い提案をして頂いても構いません（超過分は応募者の負担）。

5. 応募要件

応募者は、申請書類を提出する時点で、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

- ・ 下記類型の神奈川県内の事業所にて、改良機器の効果検証が実施できること
 - 訪問介護
 - 訪問入浴介護
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 通所介護
 - 通所リハビリテーション
 - 短期入所生活介護
 - 短期入所療養介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 夜間対応型訪問看護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
 - 居宅介護支援
 - その他上記に類似するサービス
- ・ 過去の事業を含め、本事業で実施するプロジェクトと同一内容で、神奈川県、国や他地方公共団体から開発・改良委託や補助等を受けていないこと
- ・ 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること
- ・ 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ・ 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ・ 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと
- ・ 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと

- ・ 選定された場合、応募者名及び応募内容の概略を公表することに同意できること
- ・ 効果検証の終了後、事務局が作成する公表用の成果広報資料の作成に協力できること
- ・ 事務局が実施するこの事業に基づく各種セミナーなどの広報活動に協力できること
- ・ 応募者が、神奈川県内に事務所又は事業所を有しない場合は、介護ロボットの改良や改良後の機器の販売のなかで、神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業法第2条に定める中小企業者（以下、「中小企業」という）※と連携するよう努めること

※詳細は下記の中小企業庁のWEBサイトを参照。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- ・ 応募申請書の提出までに、県の「ロボット企業交流拠点」の利用登録を行うこと。
また、応募者が改良を行うにあたって、再委託をする場合、応募者は、再委託先企業に対し、県の「ロボット企業交流拠点」の利用登録を促すこと

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/kyoten.html>

6. 遵守事項

応募内容が、次に掲げるすべての事項を遵守していることを前提とします。

【安全面への配慮】

- ・ 応募対象の介護ロボットについては、安全面への配慮を最優先事項とする。介護ロボットのデザインや機能については、利用者に優しいものとし、介護事業所での使用に適さない機能及び違法性のある機器は応募の対象外とする。
- ・ ペースメーカー等、医療機器への影響が懸念される機器については、効果検証の際に周囲への注意喚起をするなど、安全性に最大限に配慮すること。その他、介護事業所の安全・適正な運営の観点から、制限や制約を課す場合がある。
- ・ 次に掲げる事項に該当する機器の導入実証は禁止とする。
 - 火花の発生や火気、発煙を生じ得る機器
 - エンジンその他内燃機関による駆動を必要とする機器
 - 多量の発熱がある機器
 - 高圧ガスや可燃性ガスを使用する機器
 - 騒音・振動・空振を発生させる機器
 - 臭気を発生させる機器
 - 大電力の使用が必要な機器
 - 不安定な化学物質・放射性物質・毒性のある物質を使用する機器
 - 事故や発火が相次いでいる機器
 - 発火歴のあるバッテリーを使用し、その対策が講じられていない機器
 - 鋭利な部分を有し、人に危害を加える恐れのある機器
 - 施設における円滑な業務運営に支障が生じる恐れのある機器
 - 医療機器への電波干渉の恐れのある機器
 - その他、公序良俗に反する機器
- ・ 「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全確保に関するガイドライン（第一版）」（平成 28 年 6 月ロボット革命イニシアティブ協議会）の「4. 実証実験実施者の責務」に準拠したものであること。

生活支援ロボット及びロボットシステムの安全確保に関するガイドライン
（第一版）：

<https://www.jmfrri.gr.jp/archive/content/files/Open/2016/SWG2GL.pdf>

- ・ 効果検証にあたり、介護ロボット開発企業は、施設の利用者等に危害が及ばないよう、施設スタッフに対する説明会、操作研修会等を実施すること。
- ・ 効果検証開始前及び効果検証中に、追加的な安全対策が必要となった場合には、実証先の介護事業所に協力し安全性の担保に努めること（介護事業所の円滑な業務運営に支障をきたす場合には、プロジェクトを停止又は中止する可能性あり）。
- ・ 効果検証中に介護ロボットによる事故や苦情が発生した場合、介護事業所及び事

務局に過失がない限りは、介護ロボット開発企業がその責任を負うものとする。

- ・ 介護ロボット開発企業は、効果検証による事故等を対象とした賠償責任を補償する保険に加入する（保険料は本事業の経費支援の対象に含む）とともに、効果検証により発生した対人・対物の損害に対し、介護ロボット開発企業がその費用を負担すること。

【効果検証に使用する介護ロボット】

- ・ 効果検証に使用する介護ロボットは、期間中、介護事業所が主体的に運用することを前提とする。そのため、介護ロボット開発企業は介護事業所に対し、介護ロボットの適切な運用方法、保管管理方法を提案すること。また、効果検証に先立ち、介護ロボット開発企業は介護事業所スタッフに対する説明会、操作研修会等を実施すること。
- ・ 効果検証に際して、介護ロボット開発企業が介護事業所に持ち込んだ機器類及びその他機材に盗難、破損等による損害が生じた場合、あるいは導入実証で取り扱う個人情報漏洩した場合、介護事業所及び事務局に過失がない限りは、介護ロボット開発企業がその責任を負い、費用を負担すること。
- ・ 効果検証に使用する介護ロボットは、原則として介護ロボット開発企業が用意すること。通信回線についても施設の回線の提供は保証しないため、介護ロボット開発企業にて通信回線を用意すること。
- ・ 無線通信機器を使用する場合は技術、基準適合証明等の認証を受けた製品を使用すること。
- ・ 電気用品については、電気用品安全法で定められた基準に適合した製品を使用すること（PSE マークのついた製品を使用すること）。

7. 審査方法

- ・ 審査会を開催し、次の評価基準に基づき評価を行います。審査委員の合計得点が高い企業を選定します。

評価基準の項目		審査の視点
1	取組の有効性	応募者が提案する介護ロボットの活用が、介護事業所が抱える課題の解決につながるか
2	実装への発展性	効果検証の終了後、応募者が提案する介護ロボットについて、介護事業所への実装が期待できるか
3	成果の水平展開の可能性	介護ロボットの効果検証の成果が、県内の他の介護事業所、同種・類似施設の参考事例となるか
4	取組の実施体制	改良作業を適切に完遂できる実施体制があるか
5	取組の安全性	介護ロボットの安全性が確保されているか。
6	県内経済への波及効果	神奈川県内に事務所又は事業所を有するか。 有しない場合は、改良又は改良後の機器の販売のなかで、神奈川県内に事務所又は事業所と有する中小企業と連携する構想があるか。

- ・ 審査は、応募申請書及び応募者によるプレゼンテーションをもとに行います。プレゼンテーションはオンラインで行うことを予定しています。なお、応募件数が5件以下の場合は、プレゼンテーションは行わず、応募申請書をもとに選定します。
- ・ 応募が10件を超える場合、応募申請書による書面審査（予備審査）によりプレゼンテーションを行う提案を10件以下に絞りこみます。
- ・ 得点が60%未満の提案は、採択を行いません。
- ・ プレゼンテーション審査会は、下記の日程で行います。
 - 審査会開催時期：令和7年10月中旬（予定）
 - 時間の目安：プレゼンテーション15分以内 委員による質疑応答5分
 - 方法：オンライン（後日URLを送付します）

8. 応募方法

（1）事業説明動画

本事業について、説明動画を次の通り公開しております。申請あたってご確認いただきますようお願いいたします。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=zaAw7xgzZjo>

(2) 応募申請書

所定の「応募申請書」に必要事項を記入の上、下記メールアドレス宛に提出してください。その他郵送、持参等の方法では提出できません。

【提出書類】

応募申請書

【提出期限】

令和7年10月10日（金）17:00 まで（必着）

【提出先】

以下のメールアドレスに電子メールで提出してください。

consulting@zenkou-lab.co.jp

※受信後、受信確認メールを送信いたします。送信後2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが「問合せ先」にご連絡ください。

※提出いただく資料はすべて PDF 形式で提出いただき、1 ファイルあたりのファイルサイズは10MB までとさせていただきます。

※提出時のファイル名は「株式会社 XXX（申請者名）_応募申請書」としてご下さい。提出時のメールの件名は「【神奈川県事業】株式会社 XXX（申請者名）_mmdd（応募日付）」としてご下さい。

9. スケジュール

(1) 募集～選定までの流れ

募集～選定までのスケジュールは以下のとおりです。

1	募集の開始	令和7年9月17日（水）
2	応募申請書の提出締切	令和7年10月10日（金）17:00 まで（必着）
3	審査会	令和7年10月中旬（予定）
4	選定結果の通知	令和7年10月中旬（予定）

(2) 事業全体の流れ

事業全体のスケジュールは以下のとおりです。

区分	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
開発企業の募集																					
審査																					
選定																					
契約締結																					
導入前検証																					
改良作業																					
導入後検証																					
実績報告																					

10. 留意事項

- ・ 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- ・ 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、事務局から修正・再提出の連絡をします。
- ・ 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
 - (ウ) 応募内容に不備がある場合
 - (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
 - (オ) 募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- ・ 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- ・ 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募書類は以下の取り扱いとします。
 - (ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」に従って適切に取り扱います。
 - (イ) 個人情報は、本事業に限って利用し、厳重に管理します。
また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、神奈川県及び事務局から第三者に提供することはありません。
 - (ウ) 個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又はその他個人情報に関する申し出については、【11. お問い合わせ先】まで連絡してください。
- ・ 本事業の実施にあたり、介護ロボットの改良・開発及び効果検証を通じての発明、その他の知的財産権又はノウハウ等が生み出された場合、それらは介護ロボット開発企業の帰属とします。また、介護ロボットが効果検証により取得したデータについては、その内容に応じて協議することとしますが、個人情報に配慮した上で、原則、県が保有することとします。

11. お問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

神奈川県介護ロボット実用化促進事業事務局（受託：株式会社善光総合研究所）
TEL：070-1444-2279 ／ E-mail：consulting@zenkou-lab.co.jp